

# 福岡県公報

令和八年一月十三日  
第六百六十一号  
増刊 ①

う収納代理金融機関として指定する。

令和八年一月十三日

福岡県知事 服部 誠太郎

一の表収納代理金融機関名の欄中「りそな銀行」及び「横浜幸銀信用組合」を削り、同表に次のように加える。

## 目 次

○収納代理金融機関の指定の一部改正  
告 示 (第十号)

(会計管理局会計課) .....

再

掲

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) .....

○福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) .....

○福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) .....

○福岡県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) .....

○福岡県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) .....

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) .....

○福岡県公務員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) .....

○福岡県公務員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) .....

福岡県告示第十号

収納代理金融機関の指定(平成五年一月福岡県告示第二十一号)の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。ただし、令和九年三月三十日までの間、りそな銀行を、国内に所在する本店(所)、支店(所)及び出張所において、口座振替による収納事務及びマルチペイメントネットワーク収納サービスを利用した収納事務を行

## 目 次

横浜幸銀信用組合	福岡県内に所在する本店(所)、支店(所)及び出張所
----------	---------------------------

## 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十二月二十四日

福岡県人事委員会委員長 馬場貞仁

## 福岡県人事委員会規則第二十六号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二十第二項中「に定める額」の下に「を二十一で除して得た額にその者の一箇月当たりの平均通勤所要回数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第二号中「使用距離」の下に「(以下この項において「使用距離」という。)」を加え、「を二十一で除して得た額にその者の一箇月当たりの平均通勤所要回数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削り、同項第二号中「前号に掲げる職員以外の」を

「使用距離が片道二キロメートル以上十キロメートル未満である」に改め、「の自動車等」及び「を二十一で除して得た額にその者の一箇月当たりの平均通勤所要回数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を削り、同項第二号中「前号に掲げる職員以外の」を